

1 県税の特別措置に係る課税免除等の状況

1 県税の特別措置の概要

(1) 対象税目と特別措置の内容

- ① 事業税 …… 一適用設備につき3年度について課税免除
- ② 不動産取得税 …… 一適用設備である家屋とその敷地である土地の取得について課税免除又は不均一課税
- ③ 固定資産税 …… 一適用設備となる償却資産につき3年度について課税免除又は不均一課税

(2) 根拠条例及び根拠法律

- ① 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(地域再生条例)
…… 地域再生法
- ② 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例(地域未来投資条例)
…… 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)
- ③ 山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例(旧企業立地条例)
…… 企業立地の促進等における産業集積の形成及び活性化に関する法律(旧企業立地促進法)
- ④ 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(過疎条例)
…… 過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)

(3) 特別措置の内容

対象税目	地域再生条例	地域未来投資条例	旧企業立地条例	過疎条例
事業税	課税免除(※1)	(対象外)	(対象外)	課税免除
不動産取得税	課税免除(※1)・不均一課税(※2)	課税免除	課税免除	課税免除
固定資産税	課税免除(※1)・不均一課税(※2)	課税免除	課税免除	課税免除

※1…移転型事業(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業)に限る。

※2…拡充型事業(地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業)に限る。

(4) 特別措置の実績

令和元年度

(単位:千円)

種別		事業税	不動産取得税	固定資産税	計
地域再生条例	不均一課税		103,669		
旧企業立地条例	課税免除		224,765		224,765
過疎条例	課税免除	3,034	2,061		5,095
計	免除額等	3,034	330,495		229,860

2 課税免除・不均一課税の対象地区及び対象期間

(令和2年12月末現在)

適用条例	課税免除・不均一課税の対象地区	対象期間
地域再生条例	県下全域	H27. 11. 27～R4. 3. 31 に施設整備計画の認定を受け、認定日から2年以内 地域再生条例第2～4条
地域未来投資条例	県下全域	H29. 9. 29 から5年以内 地域未来投資条例第2条
旧企業立地条例	県下全域	H25. 4. 1 から5年以内 旧企業立地条例第2条
過疎条例	甲府市(旧上九一色村区域) 山梨市(旧牧丘町区域・旧三富村区域) 南アルプス市(旧芦安村区域) 北杜市(旧須玉町区域・旧白州町区域・旧武川村区域) 笛吹市(旧芦川村区域) 甲州市(旧大和村区域) 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町(旧鯉沢町区域) 道志村 富士河口湖町(旧上九一色村区域) 小菅村 丹波山村 ※6市6町3村	H12. 4. 1～R3. 3. 31 過疎条例第2条